

令和5年第3回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和5年9月22日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No.4 14番 大石雪雄君（P69～P79）

No.5 13番 上田秀人君（P81～P100）

追加日程第1 議案第70号 令和5年度西郷村一般会計補正予算（第4号）

・出席議員（16名）

1番 小澤佑太君	2番 須藤正樹君	3番 山崎 昇君
4番 鈴木昭司君	5番 大竹憂子君	6番 鈴木 修君
7番 君島栄一君	8番 鈴木武男君	9番 河西美次君
10番 真船正康君	11番 鈴木勝久君	12番 藤田節夫君
13番 上田秀人君	14番 大石雪雄君	15番 矢吹利夫君
16番 真船正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	関根由美君
参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部祥一君	防 災 課 長	和知正道君
税 務 課 長	仁平隆太君	住民生活課長	池田早苗君
福 祉 課 長	相川佐江子君	健康推進課長	添田真二君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川哲也君
建 設 課 長	相川 晃君	上下水道課長	木村三義君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	須藤隆士君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	黒 須 賢 博	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議会事務局長 庶 務 係 長	保 坂 真 理		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎資料の訂正

○議長（真船正晃君） ここで、書類の訂正に関して財政課長より発言の申出がありましたので、これを許します。

なお、訂正後の書類は、議長においてあらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 財政課より資料の訂正がございます。本定例会開会日、9月12日に配付いたしました入札結果報告書につきまして、資料の一部に記載漏れがございました。本日、机の上にお配りした資料でございます。

令和5年9月6日執行工水委託第12号、令和5年から8年度施工、西郷村水道施設維持管理等業務委託の入札状況調書につきまして、本日お配りしました赤枠で囲みました予定価格について記載漏れがございました。訂正、差し替えをお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（真船正晃君） 議長より執行部に申し上げます。

議会に係る書類の作成に際しては細心の注意を払うように申し付けておきます。

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第4、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇14番 大石雪雄君

1. 一般行政について
2. 河川について

○14番（大石雪雄君） 通告順に従いまして一般質問を始めたいと思います。

その前に、私、後藤功君とは初めての選挙のときに一緒に、後藤君は8期、私は9期という段階まで一緒に議会活動をしてきました。そんな観点から後藤君のご冥福をこの場を借りて申し上げたいと思います。

まず、昔の議会の天井は独特の議場で、いつも先人が俺を見ているんだという気持ちで議会活動をしてきたことを思い出し、後藤君の思い出もたくさんあります。ご冥福をこの場を借りて申し上げて、一般質問に入りたいと思います。

まず、1点目であります。村長は挨拶の中で、誇れる村を目指すと話しますが、そのような理想はどのような理想なのかお尋ねいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 14番大石雪雄議員の一般質問にお答えいたします。

誇れる村について、どのような理想を持っているかということでもあります。2期目の村政運営を担わせていただくに当たり、私は3つのコンセプトを掲げさせていただきました。

1つ目には、限りなく前進する西郷村、2つ目には、選ばれる西郷村、そして3つ目には、誇れる西郷村であります。そのうちの3つ目の誇れる西郷村については、村民はもとより、村を離れ村外で活躍している人たち、これまで村に関わりを持ってくれた人たち、村をこよなく応援する人たちが誇りを感じていただけるような村づくりに邁進したいということでもあります。

この誇りとは、生まれ育った場所に愛着を抱く、いわゆる郷土愛になるかと思えます。西郷村に住んでいる人たちや関わりを持っている人たちが、自分自身が関わっている地域をよくしていこうという当事者意識に基づく自負心を持つことでもあります。

ご承知のとおり、西郷村は緑豊かな自然があり、新幹線の駅や高速道路のインターチェンジ、交通網が整備され、さらには大型ショッピングセンターが立地するなど、生活環境に大変恵まれている地域だと思っております。また、人口は年々増加し、若い人たちの割合も多く、とても活気のある村であります。

先日の敬老の日の新聞にも報道がありましたように、西郷村の高齢化率26.6%ということ、そんな一番若い村となっております。県の平均は33.3%、高いところで61%を超えるということになっております。

また、人口の3区分を見ますと、ゼロから14歳までが13.5%、そして15歳から64歳まで、いわゆる生産年齢人口が60%、そして65歳以上が26.6%ということ、本当に活気のあるバランスの取れた村だと私は思っております。これらは村を開拓し、発展させた先人たちの英知と努力、加えて今まで村に関わった全ての人の尽力によるものであります。

私は、村民の皆さんが西郷村は本当によいところだと、どんどん発展しているところだと、ずっと住みたい村だという誇りを感じてもらい、そして一人一人が村を構成する一員であるという当事者意識で自主的に村づくりに参加するという土壌を育ていきたいと考えております。

誇れる村づくりの実現のため、所信表明の中でも申し上げましたけれども、6つの公約、まずはコロナ禍の克服、そして子育て支援の充実、学校教育の支援の充実、高齢者の健康長寿支援、やりがいと魅力のある産業の振興、そして、議員も選挙公報の中で災害に強い村とっております。私も同様に考えております。

この公約の下、住み続けたい村、子育てしたい村、高齢になっても安心して過ごしていける村、いつまでも自分らしく生き生きと暮らしていける村を村民の方が感じてもらえるような西郷村にしていきたいという強い思いを持って、村政を運営してまい

りたいということで、自分の誇りということを述べさせていただきました。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君の再質問を許します。14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度質問を続けていきたいと思えます。

村長の固い決意を聞きました。私も2期目から、子や孫に残そう誇れる村をキャッチフレーズに現在に至っております。そんな中で、昨今、一般質問を入れてから9月17日の福島民友新聞に、本当かなと思える点もあるんですが、県内の首長のアンケートで自治体消滅、危機感9割超となっているんですね。本当なのかなという感じがするんですね。

自治体が県から9割も消えたら、どこと合併するんだか、そのまま廃村にしちゃうのか分からないですけども、将来は相当危機感を感じているのかな。そういう点からいくと、西郷村は多分心配なく、9割超の中じゃなくて、1割未満の中にいるのかも分からない。

そういうふうにも感じ取れますが、この中で、内堀知事がコメントを出しているんですね。今年1月1日現在の県内の人口減少数と減少幅が前年を上回っている現状などに触れ、若年層の県外流出や人口減少が継続しており、大変厳しい状況にあると回答。就業機会の確保や移住定住促進、子育て世代の負担軽減などの取組が必要との認識を示したと、このように知事のコメントが書いてあるんです。

今回の一般質問で、1番議員と12番議員が子育て支援で質問しております。もう本当に県全体が大事なんだなという中で、多分、執行部もそちらの方向で考えていくのかなと私は思っております。しかし、知事がこういうコメント、危機感を感じているなら、あらゆる市町村に私は補助金を出すべきだし、首長はこれに対して県に厳重に要望を出していくべきだと思うんですが、村長、どのようにお考えになりますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

私も民友新聞を見ました。県知事のコメントも読ませていただきました。県においては一時期、210万県民ということでありましたけれども、最近では180万人を割るという人口で、知事も非常に危機感を感じておりました。私もここで知事とのトークセッションもやりましたけれども、知事が一番心配しているのは若年層の流出が多いということですね。

人口減少プラス若年層。若年層というのは何かというと、18歳。やはり大学とか就職で都会に出ていってしまう18歳から30代までの若年層の流出に歯止めをかけなきゃならないということで、やはり誇りを持って魅力を持ってほしいということで、西郷村には大きな事業所もあるし、そういった宣伝もして、村はこういうところがあるのでぜひとも村に帰ってきてほしいということ、そんな話もしておりました。やはり若年層をつかむということがこれから大事かなと思っております。

先ほど、生産年齢人口については60%あるということでもありますけれども、それにおごることなく、さらに仕掛けていかなきゃならないと思っております。そして、知事に対する要望、あらゆる形で、町村会も通しながらあらゆることは知事に訴えて

いきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度質問いたします。

村長、やはりこの地には県会議長もいるし、県議も2人いると。何やっているんだと私は思うんですね。こういうふうな知事のコメントが出ていたら、県内一円に知事に要望すべきだと私は思うんですよ。村長もそっちのほうに働きかけるという話なものですから、これ以上言う必要もないんですが、やはりコメントは大事だなと。じゃ次の段階は何をしてくれるんだ、私はそう思っています。

また、今、若年層の話ですが、Z世代に対して村長は発言していると思いますよね。確かに大学に都内に出たら村に帰ってこないですね。それは魅力がないからですね。一口に言って魅力ない村なんて言ったら、私にも責任がありますけれども、田舎より都会という感じの子もいると思います。

そういうことで、Z世代に対しては、郡山市はZ世代係というのをつくって、盛んに若者をこの地から離さないぞとか、思い出をいっぱいつくって、この地がいいんだというふうに思いを返していくと。誇れる、それこそ郡山だというふうな形で、あらゆる新聞やネットでは流れていますよね。

たまたま私、後ろを見たら、これも郡山市なんですよ。切り抜いてから見たら、なんかちょっと半端な切り抜きになっちゃっているんですけども、後ろは何を書いているのかなと思って見たら、郡山市のことを書いてあるんですよ。

ですから、やはりそういう先進地である郡山市に、郡山市か西郷村かぐらいに今、人口が増えている中で、職員をどんどん研修に派遣させて、いいところは盗むという形が大事なのかなと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員のおっしゃること、私も一緒だと思います。先進地を参考にしながらさらにさらに進まなきゃならないかと思っております。

職員研修も積極的にやっていますし、私、かつて3Pという話をさせていただきました。ここもプライド、誇りですね。そしてポジティブ、積極的にということ。積極的には何かということ、やはり県南地方、他の市町村と連携、協調、それも大事ですけども、積極的にやって、他に負けない、そういったことを頑張ってもらいたいということでポジティブ。

そして、さらにはパッション、情熱。村に対する愛着を大いに持ってもらいたいということで、かつて職員を前にお話しさせていただいたことがあります。そういった思いで、職員と一緒にこの少子化対策を打破する、そういうことで進んでいきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度質問をさせていただきます。

村長の熱意は伝わってきております。村長もスポーツ少年団では25年間も子どもの健全育成のために努力されたという、そういう功績を持っていながら村長になって

いますから、子どもに対する思いは私と同じような考えでいるのかなど、そのように自負しております。

そんな中で、私は先ほども、後藤議員と1期目から一緒だったんだということをこの場を借りて申し上げましたが、1期目のときは、ちょうど当時の村長が当選して1年目で、私、議員になりました。その村長は私とは3年間の付き合いしかありません。そんな中ですごい企業誘致をやっているんですね。私も振り返ってみてびっくりしました。

あえて申し上げますと、信越半導体は既に私が議員になったときは来ておりました。ただ、2社ほど、大平に工業団地をつくって、そして杉山工業団地、これは三菱の中川工場と一緒にやっていた企業なんですけど、その企業を議員みんなで、あと担当職員で視察に行って、あの場にできることになりました。大平工業団地、坂ノ影工業団地、上野原工業団地、全てこれ、3年間でこなしているんですよ。

議員は24名ですから、この議場いっぱい議員がいて、しっちゃかめっちゃかな議会でした。本当に生きるか死ぬかの、悪く言ったら議会中に議員同士でけんかになるくらいの議論をした覚えがあります。ですが、就労する場所としては、このほかにも企業があるから申し分ないと思うんですが、やっぱり企業は成績のいい人しか採らないんですよ。成績が悪いとどうしても採ってもらえないというのもあるんです。

ですから、私は、何でじゃ企業誘致したんだと、村民の人が近間で仕事できるように企業誘致したと思うんですね。ですから、その辺も子どもたちが就職の時期が来たら村長のほうからでもいいから、ぜひひとつ村の人を重視にということをお願いされればいいのかなど。

私も携わったことあるんですが、偏差値じゃなくて何だっけな、4.1とか4.5とかというのは、5段階で平均、そういう点数を取らないと、取った点数はいいければ大きい会社に入っていけて、だんだん、これ以上言いたくないんですが、そういう状態のことがありますから、村長、ぜひともその辺も考慮しながら、なるべく西郷の子は西郷に住んでもらうんだということで、私は1つの誇りに思っていますけれども、こういった就労の場所があるということを考慮しながら、西郷の子どもを離さない。なるべく職員の人も西郷に住んでもらえる方法を取っていただくと。

じゃなかったら、言葉に出せないでしょう。自分が白河に住んでいて、理由があって住んでいるんだと思いますけれども、議員の皆さん、これから人口が減りますからぜひ西郷に戻ってくださいというのに、行政やりながら白河に住んでいたら、言えますか。私なら言えないよね。だからその辺も、束縛するようですが、心がけていていただきたいなど、このように思います。

村長、本当に1期目3年間は議会に来るのが怖いくらいの場所でしたから、それが今になっては誇りなんです。やっぱり近間に大きな会社がいっぱいあるということは、就労してもらえるとということで、だから村長も、努力してください。

次に入りますけれども、インターネットから、「すすめよう！しらかわ運動」というのを、これです。しらかわ運動ということでちょっと読み上げてみたいと思うんで

す。「市民がともに支え合い、明るく元気な未来に向けたまちを目指すため、「大切にしたい、心がけたい、みんなで守りたい」ということを、し・ら・か・わの文字で始まる標語にしたものです。地域や家庭、学校や職場など、市民みんなで行っていきましょう！」。ここからが大事なことなんです、「し、しっかりと大きな声で挨拶を。ら、ランドセルの笑顔見守る地域の目。か、簡単なことから始めようボランティア。わ、わがまちを誇りに思えるまちづくり。」ここでまた誇りが出てきました。

私なんかは親近感を、やっぱり2期目から私のキャッチフレーズにしていたものから、誇りという字に愛着を感じちゃって、そんな感じでこういうものが出ているんですけども、西郷村も負けないでやっていくべきだと思うんですけども、こういう標語づくりでも何でも、白河市に負けるなとかそんな観点ではないんですが、やはり何かの形を残せたらなと思うんですよ。

それで、もっとあるんですが、西郷村も誇れるは載せていないんですけども、新生活運動が廃止になっちゃっているんですが、新生活運動でも安全・安心の村、健康いっぱい、ごみゼロ促進の村、花いっぱいの村ということで、平成30年3月に解散しちゃったんですね。ですから、何か村としての目標を村民と一緒に活動していくような方法を目指したいと思うんですが、村長、いかがでしょう。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど、しらかわ運動ということで、しらかわの文字を使った4つの運動ということで、どこに行ってもこれは共通する課題だと思いますよね。挨拶、地域の目、ボランティア、そして誇りに思うということでもあります。

スローガンというお話がありましたけれども、それも考えていきたいと思います。まず、村民憲章もありますし、そういったことも頭に入れながら、本当に分かりやすくキャッチフレーズができればいいなということで考えていきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） そうですね。村長が申されるように、簡単なものでもいいから、村民が溶け込めるような感じのものを周知していただいて、みんなで、村民みんなが誇れる村を残すんだという意味が出てくれば、本当に誇れる村ができるのかなと。村長と私の一字なんです、村長には執行権があるから、誇れる村をつくるんならできるんです。私には執行権がないから、本当にこうやりたいなと言ったってなかなかね、村を通してのものはできる段階ではないと、そういうことで村長に期待したいと思います。

私は本当に誇れるものって、先生方に恵まれたということですね。私は1期目の選挙に出るときに、先生と対面したときに、先生、私、忘れない言葉がありますと。ぐずぐず言ってやってもらっても一つもうれしくないと。どうせやるんなら黙ってやれ。それを私は教訓にして現在に至っております。

そんな中で私は小田倉小学校のPTA会長をやらせていただいて、前にもこの席で話をしたか分からないんですが、それこそ企業誘致に尽力した当時の助役、今では副

村長になるんですが、50万円出すから西二中にブラスバンドをつくってくれないかと。それで50万円、西二中にといいことで、西二中にもPTAで関連があったものですから、校長とPTA会長に話したら、そんなものできねえという一発返事でしたね。できるわけないですね、今、考えると。50万円でブラスバンドを抱えろと言われてたって、ティンパニ1つも買えないぐらいかなと。

でも、俺は真剣になって考えました。よし、じゃ小学校に持っていくべと。小学校の校長に言ったら、分かった、やっぺ。やっぺと言ったって50万円ですからね。で、いろいろと文化スポーツとかで講演会費とかあったものですから、それを回したり、バザーをやったり、PTAに下ろすときにはいろんな話が出ますよね、やっぺり。

だけど、一PTA役員が私にこう言いました。まずはやってみようと。一輪車を小田倉小学校に置くべ。それも村から補助金をもらったから、そしたらやっぺり、危ねえとかいろいろ出るんですよ。まずはやってみようと。それがウサギ小屋であり、子どもらに私は残せた1つかなと。今は立派にブラスバンドもそろって、当時の小学校の父兄は、小学校にあって、何で中学校にブラスバンドないのと。だってやらないと言うんだもんね。それは言えなかったけれども、お金がかかるからね。それでその後、村の予算でつくられたんだと思うんですが、今や全国大会に行っていると。小田倉小学校と西郷二中は持ち上がりの学校ですから、そういう意味からいくと思えば深い誇りになる一説かなと思います。

いろいろありますけれども、村長の答弁いただきました。期待してお待ちしていますので、誇れる村をぜひ共に頑張っていきたいと思えます。

それで質問は終わります。

次に、建設課のほうに質問であります。

堀川、谷津田川に対する管理はどのようになっているのかということであります。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 14番大石雪雄議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問は、一級河川、堀川と谷津田川の河川管理についてでございました。現在、国・県においては防災・減災、国土強靱化を進めているところであり、地震や津波、台風、豪雨被害などの自然災害に強い国づくり、地域づくりを目指す取組を行っております。

議員おただしの村内にある一級河川の維持管理を行う県南建設事務所に今後の管理方針等について確認をいたしました。河川の形状や状態については様々であります。事業計画等を作成するに当たっては調査を行った上で対応方針を決定するとのことであります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長もご存じのとおりだと思んですが、村の標語は、私、何回も同じような、議会になった年になっちゃうんですが、水と緑の高原都市西郷村なんです。西郷村でこんなテーマというか、キャッチフレーズというか、つくれますか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

せんだって私も議員と一緒に堀川の状況、また谷津田川の状況を確認してまいりました。現状を見たところ、草木等の繁茂が認められまして、確かに議員のおっしゃる水と緑の高原都市西郷村というような状況にはないのかなとは思いました。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 非常にこの質問をするのはやぶさかだったのかな。村長、今、西郷村のキャッチフレーズに水と緑の高原都市西郷村って、私も議員、村長も多分職員だったと思うので分かると思うんですが、いつの間にかさわやか高原公園都市にしごうになっているんですが、今の段階でこの標語は使えると思いますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 私が記憶しているところでは、村民憲章の1つに豊かな大自然と恵まれた水資源を大切にしましょうという憲章になっているかと思います。間違ったら失礼なんですけれども。（不規則発言あり）ちょっと覚えて……（不規則発言あり）それはちょっと覚えていないんですけれども、村民憲章の中でそういうことをうたっております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） あえてこれを出したのは、水、ダムが4つかい、村にあるのは。そして、一級河川も黒川を入れると4つになるんですね。私が聞き間違いかどうかは分からないんですが、水を制する者は国を制すという話を聞いたことあるんですね。それくらいに水って大事なんですね。

何でこんな質問をしているんだとなるでしょう。先に緑をやっちゃいます。今、緑はどうですか。特に羽太地区。みんな太陽光パネルで、それも将来、処分できるかできないか分からない、シュレッダーにも入れられないものが、ばたばたできているんですよ、河川とちょっと関係ないんですが。

そして水。水は堀川の近くに住んでいるし、子どもの頃からあの場で遊んでいました。遊んでいたからこそ、あのそばに家を建てているんですね。水切りできたんですからね。今、水切りできますか。だって平成10年の8.27で、あれだけ広い川に直してくれて。残土を取っては外に処分するんなら分かるんですけれども、3分の1から半分は残土でしょう、それも山盛りに。そしたら容積は変わっているんですかね。あの工事をやって、どうですか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

議員おただしのことは、河道掘削とか河川内の整正のことなので（不規則発言あり）まず、ちょっと河道掘削の考え方についてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

河川断面において、河床を計画箇所、川底の低下が生じていない場合については、河床より上にたまった、堆積した土砂の撤去、整正を行うとのことでございます。

また、河床低下がある場合においては、護岸壁の洗掘、決壊等にもつながる場合があるということから、土砂の撤去は行わずに経過観察を行いながら、河川浄化、伐木や除草に努めていくということでございました。

議員おただしの容積が足りているのかというおただしでございましたが、そちらについては調査なりをしてみないと判断はできかねると思います。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長、令和元年の台風19号のとき、河川を回って歩いた。令和元年、台風19号。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをさせていただきます。

大変申し訳ございません。令和元年は、私は建設課ではございませんでした。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 台風19号のときの堀川は、あと50センチ、1メートルないくらいまで水がごんごんでした。それで夜中の12時頃にダムの水を抜く話ですから、ふざけるなど怒りました。そういうやつを県は見ているんですかね。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

今回の質問を受けまして、県のほうに確認しましたところ、随時、河川の状況については確認しているという回答をいただいております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長、そこにいるんなら、日報があると思いますから、県南建設事務所からもらってきてください。多分日報あるでしょう。誰が夜中の12時に来ますか。ダムの水を抜くというから来たのか分からないし、サイレンも鳴ったし、やめてくれと言ったんですから、私。中国のダムの水を抜いたってテレビジョン見た。もうあふれんばかりの、ダムの水を抜くということは。ちょっと常識に。計画的に放水しろということは私もこの場で言ったら、県はやってくれた。ありがたいと思うね。

だけど、随時見ていたら、あのままにしておけますか。あのよう平成10年の8.27から河川を広げて、誰がやったの。県の先輩ですよ。先輩がつくった川を維持できねえんなら、最初からつくんなっていうんだ、俺。維持もできない、管理もできない。すごかったでしょう、8.27って。あれと同じように。だから、県がそうやって言葉で逃げる自体がおかしいんだ。随時見ている、見ているんでしょう、多分。だから今度、建設事務所に行ったら、その日報をもらってきてください。

課長とは忙しい時間、谷津田川と堀川と一緒に視察していただいて、暑い中、ありがたいと思います。でも、これはインターネットだから県の職員も見ていると思うんですよ。私、言いたいことは言わせてもらいますから。それ、誰が補償するの、あそこ。水が暴れたら。誰も補償しようがないでしょう。

課長、もう一点なんです、堀川って親水公園になっているんですよね。そして、まきば保育園の斜め前というんですか、近くを流れている堀川なんです、あそこは

河川公園なんですよ。ですから、村はそれに合わせて植樹をして、紅葉からいろいろ植わっているんですが、先輩がつくった河川公園をあんなにしていいていいのかね。

あれがきれいになっていけば、それこそまきば保育園の園児たちが浅瀬で、川で、私のように思い出が残ったままで大人になっていくと思うんですよ。ただ、私は県南建設事務所に言いたいのは、先人がつくった川を管理しろと私は強く言いたいと。

それでもう一点、谷津田川のほうに移りますけれども、谷津田川は西郷村も流れていますけれども、白河市も流れているんですよ。白河市と谷津田川の違いを見ましたか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

谷津田川の白河市と西郷村の状況、私も確認をしております。せんだって西郷村の給食センター近くを議員と一緒に見て回りました。新蔵付近ですか、あの辺を見ますと、確かに草木とかは生えておりません。白河市、ちょっと県のほうにこれも確認したんですが、白河市には道・川サポートというボランティア団体が組織されていて、その方たちで除草とかそういうものがされているという話をお聞きしました。

村には道・川サポート、そちらがまだ設立されていないというか、団体化されておられませんので、それについては県のほうと話をしながら、その設置というか、団体を募集するとか考えていきたいと思えます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長、笑いたくなるね。新蔵だけじゃないですから。それこそ何だっけ、白河市でもマーケットがいっぱいある、ヨークベニマルとかあの辺が入っているところから谷津田川、新蔵の先まで草は一本も生えていません。1本くらい生えているんだけど、今、時期柄、生える場合もあると思うんですけど、あれをボランティア風の人で最初に管理してずっといったら、何人でやるんだか分からないけれども、また先に行ってやってこなかったら、特に今年なんかは草が生えるのが速くて、本当なんですか、それ、もう一回、確認します。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

せんだっての確認させていただいたところでは、そのような団体があり、やっているということなんです、全てにおいてその団体ができるものではないのもあると思えます。多分、県の管理等も入っているのではないかと考えられます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ちょっとしつこくなつてすみません。そうですね。距離的に長くてねえ、市役所を通過して、もっと先までだから。メガステージのところも谷津田川はきれいになっていますからね。そして、川には魚が泳いでいるんですよ。ぼんぼりはついているし、何で西郷村の谷津田川との差はこんなにあるのかなという感じがしているんですよ。

ましてや前年度でしたっけ、谷津田川の改修をすると県が言っていたというのは、

前年度だよ。全然、手がついていないんじゃないですか。いかがですかね、あれ。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

県において谷津田川の改修計画を持っておりまして、現在、測量というか、概略設計とかそういうものに入っている段階です。（不規則発言あり）すみません、再度、お答えをさせていただきます。谷津田川計画については、改修計画については県のほうで今、計画を進めている段階で、現在は概略設計とか測量設計とか、そういうものを今、やっている段階にあります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 白河市の国道294号線も終わったんだから、奇数は国でやって、偶数以上は県がやっているんでしょう、国道も。そうすると、あれだけの大きな事業をやって、それが終わったんだもの。今度、県も余裕出るでしょう。

私が言いたいのは、給食センターを流れているところぐらいは、谷津田川くらいは私はきれいにしていたほうが良いと思うんですよ。これから、立派な給食センターですから、どこから視察に来るか分からないですよ。川だか何だかさっぱり分からないって。一級河川なんですよなんて言ったって、何が一級河川、これと思われちゃうような、私の考え方ではそう思うんですね。ですから、もうちょっと強く言ったほうが良いんじゃないですか。

白河市のある議員が私に言いました。白河市で駄目なときは県に行って暴れてくるしかないんだと。そしたら動くから、俺、その勇気ねえんだよね、村長、一緒に行きますか。冗談交じりに今、ちょっと質問しちゃったんですが、村長、職員が言うのと村長が言うのでは重みが全然違いますから、だからぜひ村長、お力添えをしていただきたいんですが、どうですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大石議員の言うことは分かりました。村としても年に2回、建設事務所と調整会議、私も入りまして、やっております。今日、議員が申されたことも今度会うときにしっかり伝えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 結論が出たので、一般質問は終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 一般質問の途中でありますが、これより午前11時15分まで休憩いたします。

（午前10時54分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、通告第5、13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

◇ 13番 上田秀人君

1. 防災行政について
2. 環境行政と食の安全について

○ 13番（上田秀人君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、質問の1点目といたしまして、防災行政についてということでございますけれども、村内における防災士の認証者数について伺いますということで通告を入れてあります。これは今回の選挙において、村内の方から、防災士の資格を持っている方なのかな、この方からいろいろお話を伺って、今回質問に入れております。

西郷村内において防災士の認証を受けている方というのは何人いるか、まず伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） 13番上田秀人議員のご質問にお答えいたします。

防災士は自助、共助、協働を原則として社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構により認証された方であり、現在、日本全国で日本防災士機構が防災士として認証している人数は、8月末現在で26万2,166人であり、そのうち福島県では3,975人が資格を認証しております。

ご質問の西郷村内での資格認証者となりますと26名が認証しています。防災課では2名が資格を有しており、今年度中にもう一名、試験を受ける予定となっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の再質問を許します。13番上田秀人君。

○ 13番（上田秀人君） ただいま認証者の方の数を報告していただいたわけですがけれども、村においては26人と。村の職員においては2人、今後もう一人取られるということで理解をしたところでございます。

実際、防災士の方たちによる会議というのは実施されていますか。そこを確認します。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

防災士の方々の会議は今、まだ開催されておられません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○ 13番（上田秀人君） 会議は実施していないという答弁でしたけれども、なぜ実施していないのか、その理由をお示してください。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

西郷村には防災士の認証を受けた方が26名おりますが、福島県には福島県防災士会や福島市の福島市防災士会等が存在しており、有事における災害支援活動の役割を担う以外に、平常時にも社会の防災力向上のため、研修会や小学校への防災教育講座等の活動を行っております。

そのように組織化することによって会員同士で情報共有、スキルアップが望まれます。ただし、西郷村で組織化するには、防災士の役割や自主防災組織などとの連携が不明確であり、村内の防災士の資格取得者が少ないのが現状でございます。

防災士には、民間資格でありますので、取得したからといって特別な権利を得たり、義務的な行動が発生したりすることもなく、基本ボランティアとなります。災害に関する知識と実践力を身につけ、社会全体の防災力を高める役割を担っておりますので、村としましても、まず組織化する前に防災士の資格取得者の普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 防災士の資格を持っている方から私が言われたのは、防災士の方の会議を村でも実施すべきじゃないかということを言われました。その方は多分、もう第一線から退かれて、ご自宅にいらっしゃる方なんですけれども、体力的にはもう災害の現場とかこういった現場に出るのは厳しいと。しかしながら、いろいろな知識とか経験はあるよと。そういうのを会議の席上で村のために発揮することはできますよと。ですから会議の場を設けてほしい、つくったらいいんじゃないんですかということを言われたんです。

先ほど課長の答弁からもあったように、防災士とはということで、多分同じ資料を見ているのかな、日本防災士機構という資料を今、私も見ているんですけども、この中に十分な意識と一定の知識、技能を習得したということで書いてありますよね。こういった人たちが今、村の中に26人、さらには職員の方で2人いらっしゃるということで、こういった方たちの会議というのは本当に必要じゃないかなと思うんです。

ところが、今、まだその前段の話で課長の答弁は止まっていますが、実際、会議の必要性の認識というのはどの程度持たれていますか。そこを確認します。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

おただしの件につきまして、顔の見える関係を築いて、横の連携を取りまして、知恵、アイデア等を持った方ですので、横の連携は必要だと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 顔の見える関係ということで、その必要性はもう認めるということで、次の質問に入りたいと思うんですけども、2点目の自主防災組織の組織率について伺いますということで確認したいと思うんですけども、現在、村の中で自主防災組織が幾つ組織されているのか、組織されているのであればどのような団体か確認をしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

自主防災組織は地域の防災を確保する共助の中核であり、また、消防団と並ぶ地域防災の要でもございます。災害時はもちろん、日頃から地域住民が自主的に連携しま

して、連帯しまして、防災活動を行います。

平常時は、防災知識の普及や啓発、地域内の安全や防災設備の点検、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行います。また、災害発生時には、情報を収集して住民に迅速に伝達、初期消火、被災者の救出・救助、避難誘導、避難所の運営などに従事します。

特に大地震のような大規模な災害時には、交通網の寸断、通信手段の混乱、同時多発の火災などで消防や警察なども同時に全ての現場に向かうことはできません。そのような事態に備え、地域住民が連携しまして、地域の被害を最小限に抑えることが自主防災組織の役割となります。

現在、西郷村の自主防災組織の結成状況でございますが、令和元年度において行政主導の座談会を実施し、その中で自主防災組織の結成についてお願いをしました。その後、現在までにおいて2団体の結成がされている状況でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村内では2つの団体が今、自主防災組織を編成されて活動されているということで理解をしたいと思います。

この西郷村において2団体というのはちょっと厳しいのかなと思いますよね。連日、テレビなんかで災害の報道がされていますけれども、ああいうのを見ていると災害が発生したときに、いかに、先ほど課長が言われた自助、共助、さらに共助、共に助け合うのと協力して動くという、協働か、この3つが大きく絡んでくるのかなと思うんですよね。

多分、災害のときには大きな混乱がいろいろ出てくると思うので、こういった組織がやはり絶対的に必要だなと考えている。多分、課長も同じ考えだと思うんですけれども、村においては自主防災組織の組織率を上げるのにどのような工夫をされているのかお示してください。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

自主防災組織の育成につきましては、毎年1団体、2団体と数が増えていくように持っていくように努力しております。現在、上野原下行政区さんのほうで自主防災組織を結成されていますが、そこをモデルの組織としまして、このような形、あのような形という形で、モデル行政区としまして背中を押しながら組織をつくっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、上野原下行政区さんにあるのをモデルにして、組織率を上げていきたいという話で、村の要綱を見ても自主防災組織の要綱をうたっていないですね。何かそこで止まっちゃっているんじゃないかなと私は思うんです。

具体的にどういうふうにはほかの行政区に働きかけをしているのか、そこが見えないとなかなかこの質問に対する納得がいかない。例えば、いろんなどこその行政区さんに自主防災組織を組織しませんかと、そのためにいろんなアドバイスをしていると

か。上野原下行政区さんではこういう形でやっていますよと、そういう情報の伝達というのにはされていますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

なかなかうまく組織を育成できなかったんですが、毎年、行政区長会等で区長さんをお願いをしまして、組織の育成は目指しております。ただ、自主防災組織の結成については、現在、まだ2団体ということで、52行政区があるんですが、2団体ということでまだまだ足りない、少ない状況ではございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 52行政区で2行政区ということで、課長が一生懸命頑張られているのは分かります。私の住んでいる行政区内でもやはり同じような話が出ました。私もこういうことをやらせてもらっている上で、いろいろ一緒にやりましょうよということで区長さんといろいろお話をさせてもらっているんですけども、そこで1つネックになるのが個人情報というのがいつもネックになってくる。いわゆる、どこに誰が、幾つの方が住んでいるとかそういった情報がきちんと把握できないとか、そういった問題がいろいろ出てくるので、そこをどういうふうに村がクリアしていくか、そこも1つ、問題を解決するための部分じゃないかなというふうに思って、提案をしておきます。

自主防災組織を編制するに当たって、先ほど来、話をした防災士、こういった方からのアドバイスを活用するお考えはあるかないか確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

防災士の方は知恵、アドバイス等、いろんなものを持っておりますので、このアドバイスをいただくような体制を取っていきたいとは考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 考えているだけでは駄目だと思うんです。52行政区の中で今、2行政区が自主防災組織ができています。今、背中を押していきたいと課長、言われましたよね。

でしたら、防災士の方に行政区の会合なりに一緒に行っていただいて、自主防災組織というのはこういうものですよと、このために皆さん方のご尽力をいただけませんかとか背中を押していかないとなかなか難しいんじゃないかということをお願いをさせていただきます。

続いて、防災訓練の実施状況について伺いますということですが、消防団の方が河川とかでいろんな防災訓練をされているのは見たことがございます。あと、消火訓練とかいろんなやつを見えていますけれども、消防団以外で防災訓練を行っているのか。この自主防災組織の2団体の組織も含めて、防災訓練というのは実施されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

防災訓練につきましては、西郷村では平成29年度に県南地方総合防災訓練を実施した経過がございます。この訓練は村及び白河広域消防本部の共同主催、県が共催で実施した訓練で、白河市を除く西白河郡及び東白川郡の町村の持ち回りで開催している訓練でございます。

西郷村におきましてはそれ以降、そのような総合的な防災訓練は実施しておりません。なお、先ほど議員からいただきました消防団を対象としました火災防御訓練、また、水防講習会につきましては実施している状況でございます。

防災訓練の実施に関しましては、有事に備えるという観点から毎年実施することが必要なことであると考えておりますが、総合防災訓練となると各関係機関との調整等が必要となり、毎年実施することは困難な面もあります。今後は総合ではなく、行政区単位とか消防団の班単位等の小さい範囲で、個別の訓練を計画していければと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今後考えていきたいというのでは遅いと思うんです。平成10年に西郷村は水害に遭っている。2011年には東日本大震災に遭っている。そういった意味で、大きな災害というのを2回経験している。それ以前にも大正何年かにも地震があったとかいろいろ村史を見ていると書いてありますけれども、そういう経験をしていながら、防災訓練の実施に関しては本当に弱いと思うんですよ。そういうところから、また戻りますけれども、自主防災組織の発展にもつながるんじゃないかと思うんです。

課長が今言われるように、行政区単位の小さな防災訓練でもいいと思うんです。小さいと言ったら怒られるかもしれないんですけども、一番身近な組織の中での防災訓練をやって、それが発展して自主防災組織につながっていく。そのために村はもっと本気になってやるべきじゃないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

議員おただしのおり、地域の組単位、班単位、小さな単位での訓練を実施できますよう持っていけるように努力いたします。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） やっていただけるという方向で期待をしながら、次の質問に入りたいと思います。

これもちょっと厳しいのかなと思うんですけども、4点目の災害発生を想定してのシミュレーションや訓練について伺いますということで、災害発生時を想定したシミュレーションというのは行っていますか。これは庁内の話でまず伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

シミュレーションにつきましては、各災害に備えるために防災課の職員では行っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 昨日、1番議員からも太陽光の話がございましたよね、メガソーラーの。そこでも災害の話が出ました。以前、私、この場でお話ししましたよね。メガソーラーで万が一、災害が発生したときに、電気を誰が止めるんだ、誰がそれを確認する、消火水は何を使うんだ、そういうことまで全部確認されていますか。伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

火災に関しまして、太陽光発電施設のケーブル等からの出火等だと思います。確認自体はしていないんですが、まず、村としましても危険性が見受けられれば、事業者適切に指導をしている状態ではございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 以前、私が言ったのは、例えば太陽光、メガソーラーの部分で災害が発生しそうだと予測をする。そうなったときに、じゃ誰に電気を止めてもらう、誰がそこを管理しているんだ、その確認をすべきだという話をしましたよね。

現実に関今、災害が起きているときに、本当に誰が電気を止めたんだ、どういうふうにして電気を止めるんだ、そういうのを確認すべきだ。だから災害前、災害が起きている最中、その後の災害後の対応についてもきちんと考えるべきだという話をしましたよね。その話を今回、1番議員もお話しされましたよね。

私、この話、何年前にしましたか。2年か3年前ぐらいにしていますよね。それがいまだに何もやっていないということですよ。それで本当に消防団の命を守れますか。発電している中で、間違っって水をかけてしまったら感電する危険がありますよね。露出している線に触ってしまったら感電死する可能性もあるわけですよ。そこまでのいろいろ考えなくちゃいけないんじゃないんですかという話をした。それがいまだにされていないというのはどういうことなんですか。もう一回確認します。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

放水による感電のリスク、消火活動の遅れ等による延焼の拡大等の可能性も否定できないと思います。太陽光発電の災害想定としましては、深く考えておりましたが、これらに対する対応につきましては後手後手になっていると思います。大変申し訳なく思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ここで謝るんじゃないくて、謝るのであれば、早急に対応すべきですよ。

今、太陽光だけの話をしました。災害というのは複合して起こる可能性もあるわけ

ですよ。地震が来て火災が起きるとか大雨が降るとかいろんなこと、災害はマックスで最大限に想定をして、いろんなシミュレーションをつくっておくべきだと思います。じゃなければ、想定外ですという話になってしまいますよね。

これは2011年か12年ぐらいの国会の中で、自民党の石破茂さんが、想定外はあり得ないと言ったんですよ。私もそのとおりだと思います。災害で想定外なんてあり得ない。マックスで想定しておくべき。マックスで想定しておけば、その以内で収まれば十分に対応が取れる、そのことを考えるべきです。じゃなければ、村長が言われるように村民の生命と財産を守ることはできない。さらには災害の対応に当たる消防団、常備消防の方、警察の方、そういった方の命も守ることはできない。ですから十分に注意をすべきだというふうに申し上げておきます。

続いて、5点目の防災Infoにしごうにおける大規模電波障害時の対応について伺いますということで伺いますけれども、これも昨日、同僚議員のほうからいろいろお話がありました。

その中で、個別受信機の話とかいろいろございました。私もまさにそのとおりだなというふうに思います。11番議員かな、情報は大事なものだというふうにお話しされていましてよね。まさにそのとおりだと思うんです。

福田村事件ってご存じですか。これはこの間、ふと思い出して、今朝、検索かけたんですけども、100年前です。関東大震災が起きたときに、今、検索すると映画化するというので、今度、映画が見られるのかなと思って、今、いるんですけども、福田村って旧福田村、今の千葉県の野田市のところで、大震災が起きた後に自警団が結成されたそうです。そのときにいわゆる誤った情報が流れたそうです。朝鮮人が来て、井戸に毒を入れる、家財道具を強奪する、そういううわさが流れたそうです。

それで自警団の人が警戒をしているときに、たまたま四国の行商の人たちが福田村に来たそうなんです。なまりが強く、旧福田村の人たちと会話がうまくできなかった。理解できなかったみたいなんです。それによって自警団が四国から来た行商の人たちを何人か殺害してしまった。遺体を利根川に流したという事件みたいなんですけれども、ですから、いかに災害時の情報というのは大事かということがその事件で読み取れるのかなと思うんです。

これは私、前、本か新聞か何かでちょっと読んだ記憶なので間違っている部分があるかと思いますが、もし時間があるのであれば、インターネットで検索すると福田村事件というのが出ますので検索してみてください。

今言ったように、いかに情報というのは、災害時の情報伝達というのは大事かと考えるんですけども、いわゆる通信会社による大規模通信障害が発生したときに、防災Infoにしごうが使えるのかということなんです。村民の方に対して、必要で正確な情報が伝えられるのか、このことをまず確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

大規模電波障害時の対応についてでございますが、まず、村の@InfoCana

1の影響についてでございますが、携帯電話のキャリアの電波を使用しまして情報を配信しております。基本的にはつながらなくなります。ただし、スマートフォンのアプリで登録している方に関しましては、Wi-Fi環境が整っている場所であれば、情報を受け取ることができます。

しかし、高齢者世帯等に貸出ししてあります個別受信機につきましては、Wi-Fiにつなげることができませんので、配信がストップしてしまいますが、現在、村では情報の多様化としまして、6月からテレビのデータ放送を活用しました地方公共団体向けの情報配信サービスを行っております。

テレビのdボタンを押すと、文字情報で村のお知らせができるサービスでございます。配信まで5分かからずに情報配信ができ、スピーディーな情報伝達ができるだけでなく、インターネットやスマートフォンをお持ちでない方、高齢者の方でもテレビがあれば、村の情報を取得することができるようになっております。多様な情報伝達手段を活用しまして、災害情報を伝達する取組を進めているところではございます。

災害時には災害情報伝達システムの@InfoCanalをはじめ、緊急速報メール、エリアメール、屋外スピーカー、テレビのLアラート、ラジオ、X等のSNS等で災害情報を発信してまいります。村民の皆様の安全を守るため、災害時に必要な情報が確実に伝わるよう、これからも情報伝達手段の多様化に努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） Wi-Fi環境が整っているんであれば使えます。あとはテレビ、昨日も話が出ましたよね。テレビのdボタンと。私はあんまりテレビを見ないのでよく分からないんですけども、しゃべっていて気がつきませんでした。これは停電したとき、どうなるの。電気使えなくなったらどうなるの。通信障害なんですよ。

通信障害はWi-Fiを使えば何とかなるとかという話なのかな。私、デジタルというのあんまり得意じゃないので、よく分かりませんけれども、長期の停電が発生した場合にどうなるのかなというのも想定しなきゃいけないんじゃないんですか。

これは8月末かな、某国営放送のラジオを聞いていたときにアナウンサーの方が言っていたんですけども、その方はたまたま2011年は仙台にいたそうなんです。仙台って宮城県にいたそうです。そこで東日本大震災に遭ったと。大変な大きな揺れを感じて、びっくりしてテレビをつけた。テレビがつかないと。停電していてつかなかったと。さあ、どうしましょうと。じゃ今度、スマホを見た。そしたらもう通信障害みたいになっていて使えないと。必要な情報が全然入ってこない。さあ、どうしましょうといったときに、ふと目に留まったのがラジオだったそうなんです。ラジオのスイッチを入れたら、いろんな情報が入ってくるようになったと。

今、その方は東京のほうのラジオ局のほうのアナウンサーをやっていますけれども、ラジオの必要性というのは村としてはどんな認識をお持ちですか。といっても情報を伝えるのはいいでしょうという話なんだろうけれども、そこで話を聞いていて、へと思ったのは、東京都の港区の防災ラジオというのがあるそうなんです。（不規則発言あり）東京都港区防災ラジオは1世帯につき1台まで、1台1,000円で配付を

しますと。住民税非課税や生活困窮世帯は無償でお渡ししますよと。ただのラジオじゃないんです。防災ラジオなんです。

防災ラジオでお伝えする内容は、緊急地震速報、地震が来る前ですよね。地震の震度、地震が来た後、気象の特別警報、津波による情報、区内の大雨や古川の増水に関する情報、国民保護情報、土砂災害警戒情報、その他区の緊急情報、防災行政無線の定時放送、夕焼け小焼けと書いてあるんですけども、音楽でも流れるのかな。こういうふうなラジオで東京都港区では取組をされているそうです。

さらにすごいなと思ったのが耳が聞こえづらい人、聞こえない方のためにディスプレイがついていて、そこに文字表示もするそうなんです。こういうふうにやっているところもある。昨日の話もありましたけれども、防災 I n f o にしごうを導入する際に、なぜ私、このことに気がつかなかったんだというのを今、非常に反省をしています。

西郷村においてもこういう取組をして、必要な情報を必要な方にきちんと届けられる。全村民の方に届ける。全村民というか、全世帯に届けられる、そういうシステムづくりをすべきじゃないかと考えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

まず、災害時には間違いなく情報が必要となってきます。必要な情報を、二重三重の情報を流せるよう、多様化できるような形で住民の方に情報を届けられるようにやっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ちなみにこの防災ラジオの特徴として、FM、AMラジオ放送も聞くことができると。通常のラジオ放送を聞きながら、いざ緊急のときには防災ラジオのほうを優先するというので、すごい優れたラジオだなと思って聞いていた。ただ、これは紙を見ているだけの話なんだよね。もっといろんな情報を村としては仕入れをして、情報を集めて、よりよいものを構築すべきではないかというふうに思いますけれども、いかがですか。もう一度確認します。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

いろいろ港区の話とかありました。私たちもそういった情報不足、これは反省しなければならぬと思っております。いろいろありますけれども、@ I n f o C a n a l につきましてはそういうことで、防災無線がなくなるということの代わりに防災 I n f o にしごう、それはいつでもどこでも誰もが瞬時に情報をキャッチするということで始まった仕事であります。

ただ、それにこだわらず、今言ったラジオ、そういったこともやはり日々勉強しながら情報を集めながら、議員おただしのことをしっかり胸に留めてやっていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、村長から答弁いただいたんですけども、私もこの防災Inf oにしごう、これを導入する際、賛成をした1人です。非常にこのシステムは、村長の答弁にもあったように切り替わりの時期で情報収集するためには絶対必要なアイテムだということで賛成をしました。

ただ、時間の経過とともにさらにいいものが出てきているということで、とどまることなく、村長がいつも言われるように村民の方の生命、財産を守るのであれば、様々な情報収集をしながら前に進めていくべきだというふうに申し上げをして、次の質問に入りたいと思います。

続いて、質問の2点目といたしまして、環境行政と食の安全についてということでございます。

このことに関しても約4年前かな、この場で除草剤の話とかネオニコチノイド、殺虫剤の話をしましたけれども、もう一度、一つ一つ確認をしたいと思います。

1点目といたしまして、公共施設における除草剤、殺虫剤等の使用の状況について伺います。

以前、今、お話ししましたようにグリホサート系の除草剤、ネオニコチノイド系の殺虫剤について、その危険性についてここでいろんな話をさせてもらった経緯があります。そこで、もう一度伺いますけれども、公共施設における除草剤、殺虫剤の使用状況について、確認が取れているものがあればお示してください。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 13番上田議員のご質問にお答えいたします。

公共施設周辺における除草剤、殺虫剤の使用状況についてのおただしです。

村では、令和2年7月に西郷村施設における農薬、殺虫剤等の薬剤使用に関する基本方針を作成し、西郷村の施設において病虫害等の防除を行う際には、総合防除の考えに基づき実施し、病虫害等育成状況にかかわらず、一律に薬剤を使用することは原則として行わないこととしているところです。

議員おただしの件につきまして、過去1年において、村で管理している各公共施設の除草剤及び殺虫剤等の使用状況はどうなっているのか各所管課に確認をいたしました結果を申し上げます。

まず、建設課所管の施設につきましては、一部の公営住宅で入居者からの依頼により、その室内でのアリ駆除のためのピレスロイド系及びカーバメート系の殺虫剤、ネズミ駆除のためのオキシマリン系の殺鼠剤をその都度使用しております。

それ以外では、健康推進課所管の施設におきましては、高齢者生活支援センターでヘキサジノン系を主成分とするトリアジン系除草剤の粒剤を年2回使用しております。こちらにつきましては、指定管理者である社会福祉協議会で使用しており、かつ利用者が立ち入らない倉庫裏等に限定し、使用しているところです。

ほかにも役場庁舎、保健福祉センター、文化センター、体育館、公民館、学校、児童館等の公共施設がございますが、今、説明した使用場所以外に除草剤、殺虫剤は使用していないとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいまの説明、答弁をいただいて気になったのが1点、2点、殺虫剤、殺鼠剤、これに関しては今、気になるところがありました。

まず除草剤からいきますね。除草剤、人が立ち入らない部分での使用ということだったんですけれども、薬剤って何を使ったか分かりますか。いわゆるグリホサート系の薬剤を使ったのか、1点確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） お答えいたします。

高齢者福祉センターにまきました除草剤につきましては、聞き取りをいたしました結果、製品名を申し上げていいかはあれですけれども、ネコソギエースという粒剤で、これはヘキサジノンでトリアジン系なので、グリホサート系ではございません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） グリホサート系じゃないということなんですけれども、今、系統表を持ってくるのを忘れちゃったのであれなんですけれども、浸透移行性の農薬というのが今、はやっているというか、多く出てきています。要するに作物とか植物の体に深く入り込んでいって残留する。

それが問題だよということで、その代表格として今言っているのがグリホサート、あとはネオニコチノイドなんですけれども、これは植物とか作物の中に深く入り込んでいって、長く効果を出す。除草剤の場合、長くというのは枯れちゃうので、枯れれば終わりでしょうと思うんでしょうけれども、その残骸が残る。それが空気中に舞い上がる、水に流れ出す。それによっていろんな影響が出てくる可能性がありますよということで、いつも心配をしているところはそこなんです。

続いて、2点目といたしまして、通学路における除草剤、殺虫剤の使用状況について、もし確認が取れているものがあればお示しください。伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

通学路における除草剤、殺虫剤等の使用状況を把握しているかについてでございますが、教育委員会としましては、除草剤等使用状況を目的としましたパトロールは実施しておりません。ただ、過去に児童・生徒の保護者より、通学路における除草剤の使用に関してお問合せをいただき、現地確認を実施したということはございません。

状況としましては、道路管理者ではなく、ボランティアの方々による善意での道路敷き等への除草剤の使用、または道路に近接する個人の土地の除草剤の使用というものはございました。

以上でございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま13番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 通学路等における除草剤、殺虫剤等の使用状況についてということで今、答弁をいただいたんですけども、いわゆる学校ごとに通学路って指定されていますよね。指定されている部分がありますよね。この指定通学路に除草剤散布の禁止をする看板を設置してもらってはどうかと思うんですけども、村の対応を確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

通学路に看板の設置により、より分かりやすく啓発ができないかというふうなご質問内容かと思えます。

通学路に除草剤等の使用を控えるような看板の設置はできないのかについてでございますが、例えば学校敷地周辺に限定しまして、無作為に設置場所を選定し、啓発していくような意図であれば、道路管理者及び隣接地権者の了解を得て、設置検討は可能であろうと考えます。

しかし、例えばある特定の個人敷地の農薬使用を制限する意図で、近接する道路敷きへの設置となると問題があるかと思えます。できる限り薬剤を使用しないで、病虫害や雑草の防除方法を推進、啓発していこうというもので、使用を禁止するというものではございませんので、こういったところをよく考慮し、状況を見極めて実施していく必要はあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、私、使用禁止の看板と言ったんですけども、なかなか行政がやろうとすると使用禁止というのは難しいと思いますよね。私は使用を禁止すべきだというのはずっと唱えていますけれども、行政はなかなかこれは難しいと思う。だったら、使用をお控えくださいとかお願いの看板を立てるのはどうかと思いますよ。

それと、個人使用の土地という話があったんですけども、子どもたちが歩く通学路というのはほぼ公共の道だよ。その道のところに、除草剤を振ってくれる方の気持ちは分かるんですが、子どもたちが歩きやすいようにいろいろ考えてくれて除草剤を使ってくれているのは分かるんです。ただ、その思いと裏腹に薬害、いわゆる害が心配だよということで、この話をずっとしているわけですよ。

以前から話しているように、グリホサートに関しては発がん性物質が含まれていま

すよという話をずっとしてきましたよね。ですから、指定通学路に関しては除草剤の散布をご遠慮くださいとかというお願いの看板を立てられるんじゃないかと思うんですけども、もう一度確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 一般質問にお答えいたします。

お願いの看板でございますので、地権者等と協議をしながら、今後進めていきたいというふうには考えています。学校の敷地内等であれば、早急に設置の検討もできるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 個人の方とお話をさせていただけるといところで少し理解をするところがございます。それと併せて、いわゆる道路管理をしていく上でその気遣い、草ぼうぼうにならないように、子どもたちが歩きやすいようにということでやっただいていただいているのであれば、さらに建設課でもやっている道路愛護会、そういったものを推奨して行って、そういった意味で除草剤を使わない管理をしていただけるように働きかけてはどうかというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次が3点目といたしまして、グリホサート系、ネオニコチノイド系農薬について村の認識と見解について伺いますということで、先ほどお話ししましたように、私はこの話を約4年前にこの場で初めて話をしました。それから約4年という時間が経過した中で、村の認識と見解についてはどのようなものか、まず確認したいと思います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 13番上田秀人議員のご質問にお答えいたします。

グリホサート系、ネオニコチノイド系の農薬について、村の認識と見解についてのご質問ということでございますけれども、グリホサート系につきましては、ホームセンターなどで多くの種類が販売され、一般の家庭でも使われている除草剤であります。ネオニコチノイド系の農薬につきましては、いもち病の殺菌やカメムシ類など、かなりの種類の害虫を防除できる殺虫剤として使用されています。JA夢みなみが実施するラジコンヘリコプターによる水稻のカメムシ防除の殺虫剤としても使用されています。

これらにつきましては、除草や殺虫効果の面などから、多くの方が利用している反面、近年は環境への影響や人体、特に小さなお子さんへの影響を懸念する声が寄せられており、このことは議員が以前からおただしのおり、ネオニコチノイド系の経口摂取をした場合、人の脳にも影響を与えるのではないかとされていることから、取扱いを誤ると大変危険な代物であるというふうに認識をしております。また、使用に当たっては用法、用量を遵守し、適切な濃度及び環境で使用、また管理をしていただきたいと考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の答弁を聞いていて思うことは、要するに量販店とか薬局とかでその薬を売っているから、農協、JA夢みなみでも殺虫剤として使っているからということで、危険性を認識しながら半分以上は認めているという考えなのかなと思うんですよ。

今回、もう一度改めて調べてみたんですけども、グリホサートの危険性については以前もお話ししましたけれども、がんを誘発する危険性があるよということで、ただいま答弁もありましたけれども、欧米の多くの国ではもう使用を禁止されています。ただ、日本においてはホームセンターだの薬局でもかなり多く売られているということで、野放し状態だと私は理解している。

ネオニコチノイド系については、これは1985年に開発された薬だそうです。1992年に日本で農薬登録がされて、浸透移行性、要するに水に溶けやすく植物全体に移行しやすいと。残効性、薬の効果が長く効く。種選択性、要するに虫に効き、人に効きにくい特性があるよということで、ずっと重宝されながら使ってきたというふうにされている薬です。

ネオニコチノイドは生き物の神経系のニコチン性アセチルコリン受容体と呼ばれる部位に結合して、神経伝達を攪乱し、虫の行動を狂わせ、死に至らしめるという薬効があるそうなんです。調べてみるとなるほどなと思って見ていたんですけども、昆虫の神経受容体に結合しやすく、哺乳類には作用しにくいとされてきたとされているんです。

日本においては2018年に施行された改正農薬取締法に基づいて、農薬の再評価制度が2021年度から開始されました。5つのネオニコチノイド系の薬が対象に選ばれて、現在もその対象から外れることなく、ただ使用禁止になることもなく、不透明のままだというふうになっているそうです。

このネオニコチノイド系に関しては、EU、ヨーロッパのほうでは農薬の7種類のうちに6種類は登録失効や未承認によって、事実上使用禁止になっていると。この対応の違いに対して、どのようにお感じになるかということなんですよ。約4年間、こういったことを調べなかったのかなと私の今、頭の中にあります。

これまでにいろんな危険性をこの場でお話ししましたよね。農薬の話は2回ぐらい、ここで取り上げているような気がするんですけども、村としてそういう危険性などについて調べなかったのかなということが今、非常に頭の中にあります。

先ほどの答弁の中にあっただよように、小さい子どもさんに及ぶ影響がという話がありましたよね。子どもさんは神経細胞がどんどん発達していく。その中で一番影響を受けやすいというのが子どもさんだと言われてますよね。

子どもさんだけじゃないです。これから子どもを持つようとしている方、その方の体内に入っても、やはりお母さんのおなかから伝わって新たに生まれてくる赤ちゃんにそういう影響が出てくる可能性もあるわけ。可能性もあるというか、影響が出ると言われています。

なぜそこまで調べようとしなかったのかというのが今、私の頭の中にいっぱいになって

います。人の健康や命よりも、いわゆる経済が優先されているんじゃないんですか。

グリホサート系の除草剤、ネオニコチノイド系の殺虫剤は、浸透移行性の薬剤だと先ほどから申し上げています。植物の組織の中に深く入り込んで効果をあらわす。農作物の可食部の中に、食べる部分の中にもその薬が入り込んで、それを人が食べることによつての受ける影響がある。

また、影響を受けた虫や水中生物を魚が食べる。その魚を食べた人がさらに食べたことによつて影響が及ぶ可能性もある。特に成長過程にある子どもさん、妊娠中の方、今申し上げましたけれども、影響が心配される。すぐに影響が出なくても、時間の経過とともにその影響が心配されます。

昨日、1番議員が言われましたよね。今、子どもたちを、これから生まれ来る子どもたちを守ることができるのは私たち大人であり、行政じゃないんですか。そういうふうにお考えになりませんか。伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもたちの未来を考えていくということも当たり前のことだというふうに思っております。実際、現在の農薬関係に対する国の動向といたしまして、農林水産省が作成をいたしましたみどりの食料システム戦略に盛り込まれた目指す姿と取組の方向の中に、低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体制の確立、普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により、化学農薬の使用量を50%低減というような目標がございます。

その中の化学薬品の低減の工程表の中では、2026年度から2030年度の間に、新しいタイプの農薬、RNA農薬の実用化、普及が目指されております。RNA農薬につきましては、標的とされる病害虫以外に影響を与えないという期待をされており、現在、研究開発が進められているところでございます。

現状、村におきましてできる対策といたしましては、使用に当たっては農薬取締法などで規定されておりますとおり、農林水産省へ登録されているものを選び、使用基準に基づき、適正な使用を村民全体に心がけていただけるよう呼びかけるとともに、今後においても引き続き公共施設内での使用は見合わせ、JA夢みなみが実施するラジコンヘリによる広域的な農薬の散布につきましては、村の広報紙や防災インフォカナル等での周知に加え、村内保育園、幼稚園、小・中学校への通知文などを発出し、一層の注意喚起や周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） いつの時点で調べたのか分かりませんが、早急にそれはやっていたかないと困るなというふうに思います。

続いて、4点目の質問に入りますけれども、家庭菜園等での農薬使用状況について伺いますということで、これは非常に把握しづらい部分だろうなと思うんですよ。ただ、今、想定されるのは、いわゆる灯油や生活関連資材の値上がりが続く中で、非常に家庭菜園を行う方が増えてきているなと思うんですよ。その家庭菜園などを行って

いる方たちに対して農薬の使用方法の啓発などを行っているのかなということを今回考えました。

少量しか薬剤を使わない人たちは、購入した農薬を一度で使い切れないので、同じ薬品を何度も使い回してしまふ。希釈倍率を間違ってしまう。違う農薬等を使っているつもりでも同じ系統の農薬を使うなどが考えられます。これはプロの農家でもあり得ることなんです。

今回、この質問を入れるに当たって、農家の方との話の中で、えっと思ったんですけども、例えばAという薬を使って、効かないからBという薬を使うと。これもよく効かないんだと。次はじゃCという薬を使ったんだ。これも何かまいち効かない。よくよく考えたら、調べてみたらというか、ふと見たら、同じ系統の薬を使っている。ですから虫は耐性を持っているんです。

そういう間違いがプロの農家でもあるんです。ましてや農協でもきちんと指導されているのかどうなのか、はっきりは分かりませんが、そういう間違いが一般の家庭だったらあり得る話だなと思うんです。今、課長のほうから答弁があったように、回覧などを通じて農薬の危険性、使用方法の周知、食の安全性を伝えていきますということだったんですけども、もう一度確認しますけれども、そういったことをきちんと村民の方にお知らせをするのか、もう一度確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農薬散布の周知につきましては、今後も今まで以上に広報紙で特集を組んだり、@InfoCanalなどを活用しながら住民の周知には努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今まで以上というお言葉を今、使われたんですけども、言葉の上げ足を取って申し訳ないんですけども、今まで以上って私、今までやってきたと認識していない。やっていましたか。たまに回覧を流しましたよね。除草剤をまくのやめてくださいとか、そのぐらいでしたよね。

その危険性というのはちゃんと記載されていましたか。例えば、発がん物質がありますよとか、欧米で禁止になっていますよとか、そういったものをきちんと村サイドで調べて、きちんと回覧文章を作って、ちゃんとうたうべきだと思うんです。単に農薬使用注意してくださいの文章では理解されない。

ましてや、虫が嫌いな人なんかは絶対に農薬に頼ってしまう。頼ることによって受ける影響ということもきちんと考えて、そして、自分だけじゃない、周辺に及ぼす影響なども十分に理解できるような文章作りをお願いしたいなと思いますけれども、いかがですか。もう一度確認します。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

周知がなっていないということでありましたけれども、定期的に広報紙でお願いを

しております。また、今言ったように影響がある、発がん性があるとそこまで言っているかどうか、本当にそれは市販されておるものですから、使う側が適切に使うことを村としてはお願いするしかないかと私は感じております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 1番議員も昨日言われましたよね。今、子どもたちとかを守れるのは私たち大人ですよ。疑いがあるものはきちんと伝えるべきです。発がん性物質の疑いがありますよと、危険性がありますよと、それをきちんと伝えなければいけないんじゃないんですか。

一番私が言いたいのは、例えば10年後、20年後振り返ったときに、あのときここで上田という議員が何かいろいろ騒いだけれども、騒ぎ過ぎだったね、本当は間違っていたねと笑える話だったら私はいいと思います。

10年後、20年後振り返ったときに、あのとき、こういう話だったけれども、もっと注意していればよかった、その後悔だけは絶対したくない、させたくない。ですからこういうふうに強く言っています。もう一度確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 周知については徹底的に広報、@InfoCanal、あらゆる手段でやっていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 徹底的に周知していただけるということで、今後も目を光らせていければなというふうに思っております。また、村においては、きちんと分かりやすい形でお伝えをしていただければいいのかなというふうに思います。

続いて、5点目、学校給食用白衣等の香害対応についてということで伺います。これも以前、この場でお話をしました。香害について取り上げましたけれども、いわゆる柔軟剤とか洗剤の香りによって、日常生活に支障を来されている方が今、多くいらっしゃる。特に学校などで集団生活をしている中で、衣服の香りによって頭痛、通常の生活が送れない。頭が痛くなってしまうとか、かゆくなるとか、吐き気がするとか、めまいがするとか、いろんな症状が出てくる。そういったことが考えられます。

その際に村においては回覧などで対応していただいたというふうに認識はしております。今回は学校給食用の白衣について、各家庭に持ち帰って洗濯をしていますよね。その際に通常、うちで使う柔軟剤を一緒に使ってくれる方がいると思うんですけども、その香りが、白衣ですから使い回しというか、1週間ごとに違う子どもさんが着ていきますよね。その香りのきついものを違う子どもさんが着たときに、その影響をもろに受けてしまう。それで本当にいいのかなということで、学校において、まず柔軟剤等の香りのするものの使用禁止をお願いする文書を出していただけないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

学校給食用の白衣等の香害の対応でございます。

まず、学校給食用の白衣でございますが、令和4年の第4回定例会において上田議員からおただしがあった化学物質過敏症の項目を保健管理表の中に追加し、学校生活に必要な配慮やアレルギーなど、保護者の方に記載をお願いして書いていただいているところでございます。

まず、その1点、保健管理表の中に化学物質過敏症の項目を追加しております。この調査票に基づきまして、各学校では香りなどによるアレルギー反応を示してしまう児童・生徒の把握に努めております。さらに学校給食用白衣などの香りに困っている児童・生徒については、学校で予備として持っている白衣の貸出しをしたり、自分用の白衣を準備していただくなど、保護者の申出により柔軟に対応しているところがございます。

先ほどご質問の中に使用の禁止というふうなご質問がございました。この使用の禁止につきましてはなかなか難しいところがあると思うんですが、こういったアレルギー等で困っている、香害に困っているお子さんもおりますので、そこはこれからも広報紙等を使いながら、十分にPRのほうをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 学校に備付けの予備のもので対応しているとか今、いろいろお話があったんですけども、今、ふと思い出したんです。令和4年のとき、定例会で私がこの話をしたときに、多分、話をしたと思うんだよ。香り、匂いを長持ちさせるためにマイクロカプセルというものが今、使用されているのが多いですよ。そのときに、マイクロカプセルの主たる成分にイソシアネートという成分が使われているのが多いという話をした記憶があります。

香りのカプセル、カプセルをつくる部分ね。これは本当に小さい物質ですよ。マイクロ、本当に1ミリ以下の大きさなんでしょうけれども、それが結局、こういう衣服についていて、動くことによったり、肌に触れたりすることによってマイクロカプセルが飛び出す、それが空中に漂う。それを吸い込んだときにどうなるか、そのことも心配なきやいけないなと思う。

特に学校給食用の白衣なんですよ、代用品を使ったから大丈夫かな。匂いだけの問題だったら、ちょっと匂い、離れられるから、でもかなりきついだらうね。匂いから離れられるから大丈夫かなと多分お考えになるかと思うんですけども、今言ったイソシアネートという物質は発がん性もあると言われている。子どもたちが安心・安全に食べる給食のその場で、食べる直前にそういう発がん性物質のものを体内に取り込んでしまったらどうなんだというところなんだよ。そこもやはり注意をしていただきたいなと思うんです。

香りに関しては嗜好性の高いものなので、本人にとってはいい香りかもしれないけれども、周りの人は迷惑を受けていると令和4年のとき、そんな話を中心にしました。イソシアネートという話もそのときはしたんですけども、今回、そのことをもうちょっと言わなきやいけないのかなと今思ったんですよ。

食べ物を食べるに当たって、そんな余計なものまで一緒に口に入れてしまうのはどうなのかと。ですから、教育委員会にしても学校にしてもかなりきついかと思いますよ。ただ、柔軟剤等の香りの強い、いわゆるマイクロカプセルを使用しているような、そういったものは使わないでください、使用禁止しますよくらいの文書は出すべきじゃないかと思うんです。じゃなければ、子どもの健康、安全を守れないんじゃないかと考えますけれども、いかがですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

柔軟剤の使用禁止のお話が今ございました。なかなか使用禁止というお話は難しいかと思いますが、校長会などで校長先生と情報を共有しながら、この件に関しまして、その中で話をしながら前に進めればというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 校長会で話をする。校長先生は大人ですよ。私が心配しているのはやっぱり一番影響を受けやすい子どもだと。令和4年のときに話をしたときに、多分、母子手帳を配布するときに、そういう危険性もありますよという文書を作って渡してくださいというお話をしました。多分、担当課でそれを対応していると思います。

なぜ、片方は対応できないんですか。危険性がありますよでもいい。なるべく使用しないでください。こっちもじゃ百歩譲ります。使用禁止じゃなくて、使用を遠慮くださいとか、そういう文書だったら出せるんじゃないんですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

使用禁止というのは確かに難しいところはありますが、お控えいただきたいというような形の文書であれば、そちらも校長会等で検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 文書を出していただけるということで理解をしたいと思います。

ただ、文書を出すに当たって定期的な回覧文書、定期的に学校、幼稚園、保育園などで文書配布などをお願いしたいなというふうに思います。これはちゃんと約束をしていたらいいと思います。

今回、いろいろ見えて思ったのは、以前もこれはお話をしましたけれども、その香り、困っているかもというポスターがありますよという話をしましたよね。消費者庁とか文部科学省とか、5つの省庁で出している文書がありますよと。今回、これを見てみたら、その香り、困っている人もいますとなっている。いますとなっている。これは私が作ったわけじゃないですからね。「その香り困っている人もいます」と書いてある。これはインターネットで多分取れますから。これを取って、こういう文書

も添付したらどうかと思うんですよ。

それとあと学校で、もう夏も終わったので子どもたちはプールに入ることはなくはないのかな。村民プールに入るのかな。水着でもやはりこのにおいがするのがあるということなんです。これは保護者の方から寄せられた声がありました。水着でマイクロカプセルが使われている場合は、プールの中に入るわけですから、水と一緒に飲み込む可能性もあるということで、その注意喚起もお願いしたい。

それと、今、申し上げました「その香り困っている人もいます」という文書、ポスター、これを作って公共施設やプールなど、人の集まる場所に掲示すべきだと考えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

今後、先ほど上田議員からございました、その香り困っている人もいるということ、そちらのチラシもこれから各ご家庭のほうに配布したいというふうに考えております。あと、ポスター等もプールとかご協力いただきながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 対応していただけるということで理解をしたいと思います。

西郷村においてフレグランスフリーというのかな、そういう宣言まで持っていければ一番いいのかなと思うんですけれども、いわゆる化学物質で本当に苦しんでいる方がいらっしゃる。その認識をより多くの方に認識をしてもらうための努力を行政はすべきであるし、特に子どもさんに対しては注意をしていくべきだというふうに申し上げて、私の一般質問は終わります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の一般質問は終わりました。

#### ◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで、議案の追加提案について申し上げます。

ただいま議案1件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午後1時33分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時34分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第70号）

○議長（真船正晃君） ただいま追加提案されました議案1件につきましては、日程第1の次に追加日程第1、議案第70号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、議案第70号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正晃君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日、追加提案いたしますのは、議案第70号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第4号）」の1議案でございます。

議案第70号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第4号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案第70号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第4号）」は、西郷村生活改善センター解体工事、西郷村新庁舎建設工事、西郷村新庁舎建設工事監理業務委託、それぞれの債務負担行為の額を増額するものであります。

細部につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第70号に対する細部説明を求めます。

財政課長。

（財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 以上で、細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） これで、本日の日程は全て終了いたします。

なお、予定した一般質問は本日で全て終了いたしましたので9月25日につきましては議案調査日とし、休会といたします。

また、9月27日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時39分）

